

大分県報

令和五年
号外（五三）
三月三十一日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定……………一八

公安委員会規程

大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程の制定……………一八

公安委員会告示

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正……………二一

警察本部告示

大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正……………二一

出資法人等の個人情報の保護に関する要綱等の廃止……………二一

大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の制定……………二一

警察本部訓令

大分県警察における個人情報の管理に関する規程の制定……………二八

○公安委員会規則

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第6号

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、第1号様式とする。

第3条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）とする。

第4条 法第79条第1項及び同条第2項第2号の書類は、別に定める。

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）とする。

第6条 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）とする。

第7条 法第83条第2項後段及び同条第5条第2項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

第8条 法第84条後段及び同条第6条後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）とする。

第9条 法第85条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。

(1) 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（第7号様式）

(2) 開示請求者 開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書（第8号様式）

(3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等

第10条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、それぞれ保有個人情報開示決定等意見照会書（第9号様式又は第10号様式）により行うものとする。

第11条 法第86条第1項及び第2項の意見書の提出は、保有個人情報開示決定等意見書（第11号様式）によるものとする。

第12条 法第86条第3項後段の書面は、意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第12号様式）とする。

（開示の実施の方法等）

令和五年三月三十一日

大分県報号外（公安委規則）

<p>第9条 法第87条第1項の公安委員会が定める開示の方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、公安委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものの交付とすることができる。</p> <p>2 公文書の写し又はそれを複写したものの交付の部数は、1件の請求につき1部とする。</p> <p>3 公安委員会は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</p> <p>4 令第23条第2号の事務所における開示を実施する場所は、県警情報室とする。</p> <p>5 令第26条第1項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第13号様式）とする。（費用負担等）</p> <p>第10条 条例第7条ただし書に規定する写しの交付等に要する費用の額は、別に定める。</p> <p>2 前項の費用は、現金又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書により納付しなければならない。（保有個人情報訂正請求書）</p> <p>第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）とする。（保有個人情報訂正決定通知書等）</p> <p>第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）とする。</p> <p>2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）とする。</p> <p>3 法第94条第2項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第17号様式）とする。</p> <p>4 法第95条後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第18号様式）とする。（保有個人情報訂正請求事案移送書）</p> <p>第13条 法第96条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書（第19号様式）</p> <p>(2) 訂正請求者 訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第20号様式） （保有個人情報提供先への訂正決定通知書）</p> <p>第14条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第21号様式）とする。</p>	<p>（保有個人情報利用停止請求書）</p> <p>第15条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（第22号様式）とする。（保有個人情報利用停止決定通知書等）</p> <p>第16条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）とする。</p> <p>2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第24号様式）とする。</p> <p>3 法第102条第2項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第25号様式）とする。</p> <p>4 法第103条後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第26号様式）とする。（諮問をした旨の通知）</p> <p>第17条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第27号様式）により行うものとする。（委任）</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 （大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止）</p> <p>2 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第6号）は、廃止する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1号様式(第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイル簿が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイル簿の利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	(名 称)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイル簿の種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (ペニユアル処理ファイル)
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことができる期間		
備 考		

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口（県警情報室）における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧又は複製 写しの交付

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード

その他の他（

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合には、）

（ア）本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

（イ）本人の氏名

（ロ）本人の住所又は居所 〒

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（

4 職員記載欄

事務担当所属

備考

第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分取消しの訴えを提起することができなくなります（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内には、処分取消しの訴えを提起することができません）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

(裏)

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

あなたが開示請求書に記載した開示の実施方法による開示の可否等	
写しの作成に要する費用	円 ()
郵送に要する費用	1 準備に要する日数 日 (普通郵便の場合) 2 郵送に要する費用 円 ※簡易書留又は本人限定受取の方法を希望する場合は、別途費用が必要です。

5 事務担当所属

電話番号 () -

備考 窓口 (県警情報室) で保有個人情報の開示を受けるに当たっては、この通知書を係員に提示してください。

第4号様式 (第5条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
事務担当所属	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として (訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります)。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限） 年 月 日
延長の理由	
事務担当所属	電話番号（ ） ー

第6号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間特別延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例（法第84条及び条例第6条）を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの特例の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ） ー

第7号様式 (第7条関係)

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付けで大分県公安委員会に請求のあった保有個人情報の開示について、
個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第85条第1項の規定により、下記のと
おり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：
開示請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 移送前に行った行為の概要記録 . .
事務担当所属	電話番号 () -
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

第8号様式 (第7条関係)

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に
関する法律 (平成15年法律第57号) 第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので
通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先	(連絡先) 所属名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事 務担当所属	電話番号 () -

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第1項適用）

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。

つきましては、同法第86条第1項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当所属）	（所属名） （所在地） （電話番号）（ ）（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第2項適用）

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。つきましては、同法第86条第2項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当所属）	（所属名） （連絡先） （電話番号）（ ）（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日

第11号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。
開示についての意見	(1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第12号様式（第8条関係）

意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出があった保有個人情報の開示については、下記のとおり保有個人情報開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示する理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ）

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第9条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

電話番号（ _____ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 _____ 号
日 付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 開示決定に係る保有個人情報の名称

--

3 求める開示の内容

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 2の全部 <input type="checkbox"/> 2の一部 一部の場合、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口（県警情報室）における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 (2) 実施を希望する日 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

※1 該当する□内にポイントを記入し、（ ）内に必要事項を記入してください。

※2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。

※3 保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、別紙により当該部分ごとに開示の実施方法を記入してください。

4 申出書等の提出先

県警情報室
〒870—8502 大分市大手町3丁目1番1号

（別紙）

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 2の一部 一部の場合、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口（県警情報室）における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 (2) 実施を希望する日 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取
<input type="checkbox"/> 2の一部 一部の場合、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口（県警情報室）における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 (2) 実施を希望する日 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

第14号様式（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（ふりがな）
氏名

住所又は居所

電話番号（ ） -

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	日付：年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）	

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）	※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ ）年 月 日生 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所 下
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	イ 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
職員記載欄	
事務担当所属	
備考	

第15号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報	訂正請求の名称等
訂正請求の趣旨	（訂正内容）
訂正する内容及び理由	（訂正理由）
事務担当所属	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過することと審査請求をすることができます。）
また、この決定に基づいては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）
ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に
関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないこ
とに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正しない理由	
事務担当所属	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月
以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年
を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定については、（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、
大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、
大分県の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると他分の
取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、
当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、他分の取
消しの訴えを提起することができます。

第17号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の
保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり
訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当所属	電話番号（ ） -

第18号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例（法第95条）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ） —

第19号様式（第13条関係）

他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

大分県公安委員会

印

年 月 日付で大分県公安委員会に請求のあった保有個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：
訂正請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
事務担当所属	電話番号（ ） —
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

第20号様式（第13条関係）

訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県公安委員会



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先	(連絡先) 所属名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当所属	電話番号 () -

第21号様式（第14条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日 号

(他の行政機関の長等) 殿

大分県公安委員会



(他の行政機関の長等) に提供している保有個人情報について、下記のとおり訂正を実施したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定により通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報の名称等	
保有個人情報の特定のための情報	(訂正請求者の氏名、住所等)
訂正した内容及び理由	(訂正内容)
事務担当所属	(訂正理由)
	電話番号 () -

第22号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（フリガナ）
氏名

住所又は居所

電話番号（ ） -

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第98条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	日付： 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）	

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ ）年 月 日生 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ（フリガナ） 本人の氏名 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

職員記載欄
事務担当所属
備考

第23号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	（利用停止の内容）
利用停止する内容及び理由	（利用停止の理由）
事務担当所属	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式（第16条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当所属	電話番号（ ） -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、（訴訟において本分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分取消の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過する場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

第25号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当所属	電話番号（ ） -

第26号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止等期間特別延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例（法第103条）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ） -

第27号様式（第17条関係）

大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県公安委員会



個人情報の開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕に対する審査請求について、下記のとおり大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
審査請求	
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
事務担当所属	電話番号（ ） -

(注1) 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の内容」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。
(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、大分県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第1号

大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理体制（第3条・第4条）

第3章 職員の責務（第5条）

第4章 保有個人情報等の取扱い、（第6条—第10条）

第5章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第11条・第12条）

第6章 安全管理上の問題への対応（第13条—第15条）

第7章 点検の実施（第16条・第17条）

第8章 補則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理及び個人情報保護法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。
（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、個人情報保護法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括責任者）

第3条 公安委員会に総括責任者を置き、警務部総務課長をもって充てる。

2 総括責任者は、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の適正な管理を確保するため、保護管理者を監督する。

（保護管理者）

第4条 公安委員会に保護管理者を置き、警務部総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 保護管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所掌する事務で取り扱う保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。
- (2) 保有個人情報等を取り扱う職員及びその役割を指定すること。
- (3) 前号の職員が取り扱う保有個人情報等の範囲を指定し、必要な監督を行うこと。
- (4) 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から保護管理者への報告、連絡及び対応体制を整備すること。

第3章 職員の責務

第5条 職員は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括責任者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。
2 公安委員会は、法令又はこの規程に違反した職員に対し、法令等に基づき厳正に対処するものとする。

第4章 保有個人情報等の取扱い

（複製等の制限）

第6条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性その他その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

（誤りの訂正）

第7条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正その他の必要な措置を行うものとする。

（地方公共団体等行政文書の管理等）

第8条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書を定められた場所に保管するとともに、必要があるときは、当該文書

の耐火金庫への保管、保管場所への施錠その他の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

2 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、追跡可能な移送手段の利用その他の必要な措置を講ずるものとする。(誤送付等の防止)

第9条 職員は、保有個人情報等を含む地方公共団体等行政文書の誤送信、誤送付又は誤交付を防止するため、所掌する事務で取り扱う保有個人情報等の秘匿性その他その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講ずるものとする。(廃棄等)

第10条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該文書の廃棄を行うものとする。

第5章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等
(保有個人情報等の提供)

第11条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態その他の必要な事項について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があるとき認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があるとき認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第3項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第115条の規定(個人情報保護法第118

条の規定により、個人情報保護法第115条の規定を準用する場合を含む。)により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から個人情報保護法第112条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括責任者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

(業務の委託等)

第12条 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による委託に係る契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者、管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止その他の受託者が負う義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下この号及び第5項において同じ。))の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置に関する事項

(5) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

3 保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でな

ければならない。

4 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性その他の内容やその量等に応じて、委託先における責任者、業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。

5 委託先において、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性その他の内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らか前項の措置を講ずるものとする。保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

7 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性その他の内容その他の必要な事項などを考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部の削除又は別の記号等への置き換えその他の必要な措置を講ずるものとする。

第6章 安全管理上の問題への対応
(事案の報告及び再発防止措置)

第13条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、保有個人情報等を取り扱う職員が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他の安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合には、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、被害の拡大防止のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告するもの

とする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括責任者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(法に基づき報告及び通知)

第14条 漏えい等が生じた場合であつて、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

(公表等)

第15条 前条の報告及び通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の公表を行った事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

3 前項に規定する場合のほか、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があつたとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があつたときその他の県民の不安を招きかねない事案が発生したときは、その内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第7章 点検の実施

(点検)

第16条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があるときは、その結果を総括責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第17条 総括責任者及び保護管理者は、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第8章 補則

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第18条 保護管理者又は総括責任者は、行政機関等匿名加工情報等に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

- 第11条第5項及び第13条第3項の規定による報告をしたとき。
- 第13条第4項及び第15条第1項の措置を講じたとき。
- 契約相手方か、個人情報保護法第120条各号に該当すると認められ、契約を解除しようとするとき、及び解除したとき。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程の廃止)
- 大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程（平成29年大分県公安委員会規程第1号）は、廃止する。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第32号

大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱（平成14年大分県公安委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

第3条第1号中「自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）」を「保有個人情報」に、「利用停止等」を「利用停止」に、「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同条第2号中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同条第3号及び第6号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第8号中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

○關係本部告示

大分県警察本部告示第17号

大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱（平成14年大分県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第3条第1号ア中「自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）」を「保有個人情報」に、「利用停止等」を「利用停止」に、「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同号イ中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同号ウ及びカ中「個人情報」を「保有個人情報の開示等」に改め、同号ク中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同条第2号ア及びイ中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改め、同条第2号ア及びエ中「個人情報」を「保有個人情報の開示等」に改め、同号オ中「自己情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部告示第18号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

出資法人等の個人情報の保護に関する要綱（平成18年大分県警察本部告示第18号）口頭により開示請求することができる個人情報を定める告示（平成18年大分県警察本部告示第19号）

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

大分県警察本部告示第19号

大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程
(趣旨)

<p>第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、大分県警察本部長（以下「本部長」という。）が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人情報ファイル簿）</p> <p>第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、第1号様式とする。</p> <p>（保有個人情報開示請求書）</p> <p>第3条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）とする。</p> <p>2 条例第3条第1項の規定により本部長が定める事項は、開示の実施の方法、場所及び希望日とする。</p> <p>（開示請求における本人確認書類）</p> <p>第4条 令第22条第1項第2号及び同条第2項第2号の書類は、別に定める。</p> <p>（保有個人情報開示決定通知書等）</p> <p>第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）とする。</p> <p>2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）とする。</p> <p>（保有個人情報開示決定等期間延長通知書等）</p> <p>第6条 法第83条第2項後段及び条例第5条第2項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。</p> <p>2 法第84条後段及び条例第6条後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）とする。</p> <p>（保有個人情報開示請求事案移送書等）</p> <p>第7条 法第85条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（第7号様式）</p> <p>(2) 開示請求者 開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書（第8号様式）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等）</p> <p>第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、それぞれ保有個人情報開示決定等意見照会書（第9号様式又は第10号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第86条第1項及び第2項の意見書の提出は、保有個人情報開示決定等意見書（第11号様式）によるものとする。</p>	<p>3 法第86条第3項後段の書面は、意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第12号様式）とする。</p> <p>（開示の実施の方法等）</p> <p>第9条 法第87条第1項の本部長が定める開示の方法は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、本部長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものの交付とすることができる。</p> <p>2 公文書の写し又はそれを複写したものの交付の部数は、1件の請求につき1部とする。</p> <p>3 本部長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</p> <p>4 令第23条第2号の事務所における開示を実施する場所は、県警情報室又は警察署の窓口とする。</p> <p>5 令第26条第1項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第13号様式）とする。</p> <p>（費用負担等）</p> <p>第10条 条例第7条ただし書に規定する写しの交付等に要する費用の額は、別に定める。</p> <p>2 前項の費用は、現金又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書により納付しなければならない。</p> <p>（保有個人情報訂正請求書）</p> <p>第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）とする。</p> <p>（保有個人情報訂正決定通知書等）</p> <p>第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）とする。</p> <p>2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）とする。</p> <p>3 法第94条第2項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第17号様式）とする。</p> <p>4 法第95条後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第18号様式）とする。</p> <p>（保有個人情報訂正請求事案移送書）</p> <p>第13条 法第96条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書（第19号様式）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 訂正請求者 訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書 (第20号様式)
(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第14条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書 (第21号様式) とする。
(保有個人情報利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書 (第22号様式) とする。
(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第16条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書 (第23号様式) とする。
2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書 (第24号様式) とする。

3 法第102条第2項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書 (第25号様式) とする。

4 法第103条後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 (第26号様式) とする。
(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、本部長が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止)
- 2 大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程 (平成18年大分県警察本部告示第17号) は、廃止する。

第1号様式 (第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

Blank box for item 1.

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合、実施の方法、場所及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧又は複製 写しの交付
＜実施の場所＞ 県警情報室 警察署窓口（ ）番
年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

健康保険被保険者証

その他（ ）

※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ ）年 月 日生 成年被後見人

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所 〒

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

4 職員記載欄

事務担当所属

備考

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニキュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことができる期間		
備考		

第3号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県警察本部長

印

年月日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

(裏)

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

あなたが開示請求書に記載した開示の実施方法による開示の可否等	
写しの作成に要する費用	円 ()
郵送に要する費用	円 ()
1 準備に要する日数	日
2 郵送に要する費用	円 (普通郵便の場合)
※簡易留置又は本人限定受取の方法を希望する場合は、別途費用が必要です。	

5 事務担当所属

電話番号 () -

備考 窓口で保有個人情報の開示を受けるに当たっては、この通知書を係員に提示してください。

第4号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
事務担当所属	電話番号（ ） ー

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当所属	電話番号（ ） ー

第6号様式 (第6条関係)

保有個人情報開示決定等期間特別延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例（法第84条及び条例第6条）を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号 () -

第7号様式 (第7条関係)

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日 号

(他の行政機関の長等) 殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付けで大分県警察本部長に請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 移送前に行った行為の概要記録 . .
事務担当所属	電話番号 () -
備考	(複数他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

第8号様式（第7条関係）

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送した日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先	(連絡先) 所属名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当所属	電話番号 () () -

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第1項適用）

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。
つきましては、同法第86条第1項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当所属）	(所属名) (所在地) (電話番号) () () -
意見書の提出期限	年 月 日

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見照会書（法第86条第2項適用）

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示請求がありました。つきましては、同法第86条第2項の規定により通知しますので、当該保有個人情報を開示することにつき意見がある場合は、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当所属）	(所属名) (連絡先) (電話番号) () -
意見書の提出期限	年 月 日

第11号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等意見書

第 年 月 日

大分県警察本部長

殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第12号様式（第8条関係）

意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県警察本部長

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出があった保有個人情報の開示については、下記のとおり保有個人情報を開示することに決定したので、個人情報（情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により）通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ）

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

第13号様式（第9条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

大分県警察本部長

殿

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号： 第 号
日 付： 年 月 日

- 2 開示決定に係る保有個人情報の名称

--	--

- 3 求める開示の内容

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 2の全部 <input type="checkbox"/> 2の一部 一部の場合、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 異警情報室 <input type="checkbox"/> 警察署窓口（ ） 署 <input type="checkbox"/> 3) 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

- ※1 該当する□内に必要事項を記入し、（ ）内に必要事項を記入してください。
- ※2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
- ※3 保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、別紙により当該部分ごとに開示の実施方法を記入してください。

- 4 申出書等の提出先
異警情報室 大分市大手町3丁目1番1号
〒870—8502

(別紙)

開示を求める保有個人情報	実施の方法
<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 2 の一部、当該部分の内容 <input type="checkbox"/> 1 の一部、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 県警情報室 <input type="checkbox"/> 警察署窓口 () 署 <input type="checkbox"/> (3) 実施を希望する日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取
<input type="checkbox"/> 2 の一部、当該部分の内容 <input type="checkbox"/> 1 の一部、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 県警情報室 <input type="checkbox"/> 警察署窓口 () 署 <input type="checkbox"/> (3) 実施を希望する日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取
<input type="checkbox"/> 2 の一部、当該部分の内容 <input type="checkbox"/> 1 の一部、当該部分の内容	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 県警情報室 <input type="checkbox"/> 警察署窓口 () 署 <input type="checkbox"/> (3) 実施を希望する日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

第14号様式 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大分県警察本部長

殿

(ふりがな) 氏名

住所又は居所

電話番号 () -

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第90条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。)	<input type="checkbox"/> 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 () 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) 本人の氏名
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
職員記載欄	
事務担当所属	
備考	

第15号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正する内容及び理由	(訂正理由)
事務担当所属	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しない理由	
事務担当所属	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日

殿

大分県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当所属	電話番号 () -

第18号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日

殿

大分県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第97号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期限の特例（法第95条）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号 () -

第19号様式（第13条関係）

他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書

第 年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で大分県警察本部長に請求のあった保有個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：
訂正請求者氏名等	（法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
事務担当所属	電話番号（ ） —
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第20号様式（第13条関係）

訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送した日	年 月 日
移送の理由	（行政機関の長等）
移送先	（連絡先） 所属名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当所属	電話番号（ ） —

第21号様式（第14条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

大分県警察本部長



(他の行政機関の長等) に提供している保有個人情報について、下記のとおり訂正を実施したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定により通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報の名称等	
保有個人情報の特定のための情報	(訂正請求者の氏名、住所等)
訂正した内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当所属	電話番号 () -

第22号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大分県警察本部長

殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

電話番号 () -

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第98条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

- 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
- 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード □その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 - ア 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 (ふりがな)
 - イ 本人の氏名
 - ウ 本人の住所又は居所
- 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 - 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
- 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 - 請求資格確認書類 □委任状 □その他 ()

職員記載欄

事務担当所属

備考

第23号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止の内容)
利用停止する内容及び理由	(利用停止の理由)
事務担当所属	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起すること」ができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式（第16条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当所属	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起すること」ができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第25号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当所属	電話番号（ ） -

第26号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特別延長通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特別（法第103条）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当所属	電話番号（ ） -

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第20号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

大分県警察本部長 種 田 英 明

大分県警察における個人情報の管理に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 管理体制（第3条—第7条）
第3章 教育研修（第8条）
第4章 職員の責務（第9条）
第5章 保有個人情報の取扱い、（第10条—第22条）
第6章 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置（第23条）
第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第24条・第25条）
第8章 安全管理上の問題への対応（第26条—第28条）
第9章 監査及び点検の実施（第29条—第31条）
第10章 補則（第32条・第33条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、大分県警察における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理並びに個人情報保護法第121条第2項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条に規定する行政機関等匿名加工情報等及び個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、個人情報保護法及び番号法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（最高総括責任者）

第3条 警察本部に最高総括責任者を置き、大分県警察本部長をもって充てる。

2 最高総括責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保有個人情報、行政機関等匿名加工情報等及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務の総括にすること。
(2) 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認める場合に会議を設け、定期又は随時に開催すること。

（総括責任者）

第4条 警察本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、保有個人情報等の適正な管理を確保するため、保護管理者を監督する。

（保護管理者）

第5条 各所属に保護管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 保護管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括にすること。
(2) 個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定すること。
(3) 各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を指定すること。
(4) 次に掲げる組織体制を整備すること。

ア 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

イ 個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）

ウ 事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

エ 個人番号及び特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

オ 個人番号及び特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（保護担当者）

第6条 各所属に保護担当者を置き、本部所属にあつては次席（次席の職務に準ずる職を含む。）を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第7条 警察本部に監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 監査責任者は、大分県警察における保有個人情報等の管理の状況について監査する。

3 前項の規定による監査の実施に係る事項は、監査責任者が別に定める。

第3章 教育研修

第8条 総括責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的の実施するものとする。

3 保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会の付与その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

第9条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに最高総括責任者、総括責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 最高総括責任者は、法令又はこの訓令に違反した職員に対し、法令等に基づき厳正に対処するものとする。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性その他その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセス(情報に接する行為をいう。以下同じ。)をする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第11条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性その他その内容に応じて、当該

行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正)

第12条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正その他の必要な措置を行うものとする。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があるとき、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠その他の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

2 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード又は生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)の設定等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるとともに、追跡可能な移送手段等の利用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性その他その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末機器及びサーバー)に内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。この場合において、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託するとき(2以上の段階にわたり委託をするときを含む。)は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は消去及び廃棄を証明する書

<p>類（写真等を付したものに限る。）を受け取る等の方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。 （保有個人情報等の取扱状況の記録）</p>	<p>（保有個人情報等の提供）</p> <p>第24条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき県の機関及び県が設立した地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態その他の必要な事項について提供先との間で書面を取り交わすものとする。</p>
<p>第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘密性その他その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。 （外的環境の把握）</p>	<p>2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき県の機関及び県が設立した地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。</p>
<p>第17条 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合における当該クラウドサービス提供事業者が所在する国及び個人データが保存されるサーバが所在する国をいう。）において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （個人番号の利用の制限）</p>	<p>3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の県の機関又は県が設立した地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。</p>
<p>第18条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。 （個人番号の提供の求めの制限）</p>	<p>4 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第3項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>第19条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。 （特定個人情報ファイルの作成の制限）</p>	<p>5 保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項及び第115条の規定（個人情報保護法第118条の規定により個人情報保護法第115条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第112条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括責任者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。</p>
<p>第20条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。 （個人番号及び特定個人情報の収集・保管の制限）</p>	<p>6 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。 （業務の委託等）</p>
<p>第21条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。 （取扱区域）</p>	<p>第25条 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第22条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第6章 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置</p>	
<p>第23条 保有個人情報等を取り扱う情報システムに係る物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置については、大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）等の定めるところによる。</p>	
<p>第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等</p>	

<p>2 前項の規定による委託に係る契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者、管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。</p> <p>(1) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止その他の受託者が負う義務</p> <p>(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この号及び第7項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(3) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項</p> <p>(4) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置に関する事項</p> <p>(5) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>(6) 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項</p> <p>(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項</p> <p>3 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。この場合においては、当該委託に係る契約書等に、前項で定める事項に加え、次の事項を明記するものとする。</p> <p>(1) 事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関する事項</p> <p>(2) 個人番号及び特定個人情報を取り扱う従事者の範囲の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項</p> <p>(3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項</p> <p>(4) 必要に応じて、実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項</p> <p>4 保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならぬ。</p> <p>5 保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿</p>	<p>名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘密性その他の内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。</p> <p>6 前項に規定するもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>7 委託先において、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の秘密性その他の内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第5項の措置を講ずるものとする。保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務について、再委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>8 前項に規定するもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断し、委託先に第3項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託先自らが第6項の措置を講ずるものとする。個人番号利用事務等の取扱いに係る業務について再委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>9 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。</p> <p>10 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘密性その他の内容その他の必要な事項を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部の削除又は別の記号等への置き換えその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第8章 安全管理上の問題への対応 (事業の報告及び再発防止措置)</p> <p>第26条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>か取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他の安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合には、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。</p> <p>2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等のネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行い、又は職員に行わせるものとする。</p> <p>3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。</p> <p>4 総括責任者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を最高総括責任者に速やかに報告するものとする。</p> <p>5 最高総括責任者、総括責任者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の所属に当該措置を共有するものとする。</p> <p>(法に基づく報告及びび通知)</p> <p>第27条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。</p> <p>(公表等)</p> <p>第28条 前条の報告及びび通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の公表を行った事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったときその他の県民の不安を招きかねない事案が発生したときは、その内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。</p> <p>第9章 監査及び点検の実施 (監査)</p>	<p>第29条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む大分県警察における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を最高総括責任者に報告するものとする。</p> <p>(点検)</p> <p>第30条 保護管理者は、所属における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があるとき認めるときは、その結果を総括責任者に報告するものとする。</p> <p>(評価及び見直し)</p> <p>第31条 最高総括責任者、総括責任者及びび保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があるとき認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。</p> <p>第10章 補則 (個人情報保護委員会事務局への報告)</p> <p>第32条 保護管理者又は総括責任者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）その他の規程に従って、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。</p> <p>2 保護管理者又は総括責任者は、行政機関等匿名加工情報等に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。</p> <p>(1) 第24条第5項及び第26条第3項の規定による報告をしたとき。</p> <p>(2) 第26条第5項及び第28条第1項の措置を講じたとき。</p> <p>(3) 契約相手方が、個人情報保護法第120条各号に該当すると認められ、契約を解除しようとするとき、及び解除したとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(大分県警察における個人情報に関する規程の廃止)

2 大分県警察における個人情報の管理に関する規程（平成29年大分県警察本部訓令第4号）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（警察本部訓令）

四三